

# 令和4年度版 日野市分譲マンション耐震改修工事等 助成事業のご案内

日野市では、市内の分譲マンションの耐震化を推進するため、分譲マンションの管理組合に対し、耐震アドバイザーによる相談、耐震診断、耐震補強設計、耐震改修工事、建替え工事及び除却工事に要する費用の一部を助成しています。

## <助成対象とする分譲マンションについて>

- (1) 2以上の区分所有者がいる分譲マンションであって、人の居住の用に供する専用部分があるもの。  
(店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用に供する部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満のものも対象とします)
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築に着手したものであること。
- (3) 耐火建築物又は準耐火建築物であること。
- (4) 地階を除く階数が3階以上のものであること。
- (5) 特定緊急輸送道路沿道建築物ではないこと。



## <助成対象者について>

- (1) 助成対象となる分譲マンションの管理組合であること。
- (2) 助成対象事業（耐震アドバイザー派遣を除く）の実施について、管理組合の集会（総会）の議案として取りまとめ、区分所有法で定める承認に必要な区分所有者の数以上の者の承認を得て決議してあること。（※助成金の交付申請時の要件となります）

## <助成対象事業について>

助成の対象となる事業は、以下の6つとなります。ただし、他の補助金等の交付を受けていないこと、助成金の交付決定を受ける前に、事業に係る施工業者等との契約をしていないことが要件となります。

	助成対象事業の名称	助成対象事業の概要
(1)	耐震アドバイザー派遣	耐震アドバイザーから直接現地の分譲マンションにて相談や助言を受ける事業。相談等は、1つの管理組合につき5回まで可能です。
(2)	耐震診断	分譲マンションの耐震診断で、第三者機関において、耐震診断評価を受ける事業
(3)	耐震補強設計	耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された分譲マンションについて、耐震改修工事後にIs（建築物の各階の構造耐震指標）の値が0.6相当以上となるよう計画された補強設計で、第三者機関において耐震改修評価を受ける事業

※裏面もご覧ください。

		※建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。
(4)	耐震改修工事	耐震補強設計に基づき実施する分譲マンションの耐震改修工事であって、工事監理を受ける事業。 ※建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。
(5)	建替え工事	助成対象となる分譲マンションの建替え工事であって、工事監理を受ける事業 ※耐震診断で評定を受けたIsの値が0.6相当未満であること又は倒壊の危険性があると判断されたものに限りませす。
(6)	除却工事	助成対象となる分譲マンションの除却工事。 ※耐震診断で評定を受けたIsの値が0.6相当未満であること又は倒壊の危険性があると判断されたものに限りませす。

### <助成対象事業の助成額の限度について>

助成額の限度は、以下の各事業毎の助成対象費用に助成率を乗じた額となります。なお、消費税増税に伴い(2)耐震診断(4)耐震改修工事(5)建て替え工事(6)除却工事の単価が増額されております。

ただし、予算の範囲内で交付するものとします。

#### (1) 耐震アドバイザー派遣

◆助成限度額：助成対象費用の10/10

◆助成対象費用：実際に耐震アドバイザー派遣に要する費用で、1回あたり50,000円を限度

※1つの管理組合につき、5回を限度とします。

※耐震アドバイザーとは、下記の資格を有するものとします。

- ア 一級建築士
- イ マンション管理士
- ウ 弁護士
- エ 税理士
- オ 開発プランナー
- カ ファイナンシャルプランナー
- キ その他市長がこれらの規定する資格に相当すると認める者



#### (2) 耐震診断

◆助成限度額：助成対象費用の2/3

◆助成対象費用：①及び②のいずれか低い額

① 実際に耐震診断に要する費用

② 次の表の述べ面積に応じて算定した額

述べ面積の範囲	算定式
0㎡～1,000㎡	3,670円/㎡×延べ面積
1,000㎡～2,000㎡	3,670,000円+1,570円/㎡×(延べ面積-1,000)
2,000㎡～	5,240,000円+1,050円/㎡×(延べ面積-2,000)



※複数棟ある場合は、1棟毎で算定した額を加算した額とします。

※述べ面積は、分譲マンション内の店舗等(非住居用)の部分の床面積を含むことができます。

### (3) 耐震補強設計

- ◆助成率：2 / 3
- ◆助成対象費用：①及び②のいずれか低い額
- ① 実際に耐震補強設計に要する費用
- ② 2,000 円/㎡に延べ面積を乗じた額



※複数棟ある場合は、1棟毎で算定した額を加算した額とします。

※述べ面積は、分譲マンション内の店舗等(非住居用)の部分の床面積を含むことができます。

### (4) 耐震改修工事

- ◆助成限度額：助成対象費用の23%
- ◆助成対象費用：①及び②のいずれか低い額
- ① 実際に耐震改修工事に要する費用
- ② 次の表の述べ面積に応じて算定した額



述べ面積の範囲	算定式
1,000 m <sup>2</sup> 以上	50,200 円/㎡×延べ面積 (※特殊工法にあっては、83,800 円/㎡×延べ面積)
1,000 m <sup>2</sup> 未満	34,100 円/㎡×延べ面積

※複数棟ある場合は、1棟毎で算定した額を加算した額とします。

※述べ面積は、分譲マンション内の店舗等(非住居用)の部分の床面積を含むことができます。

### (5) 建替え工事

- ◆助成限度額：助成対象費用の23%
- ◆助成対象費用：①、②、③のいずれかのうち最も低い額
- ① 実際に建替え工事に要する費用
- ② 耐震改修に要する費用相当額
- ③ 次の表の述べ面積に応じて算定した額



述べ面積の範囲	算定式
1,000 m <sup>2</sup> 以上	50,200 円/㎡×延べ面積
1,000 m <sup>2</sup> 未満	34,100 円/㎡×延べ面積

※複数棟ある場合は、1棟毎で算定した額を加算した額とします。

※述べ面積は、分譲マンション内の店舗等(非住居用)の部分の床面積を含むことができます。

### (6) 除却工事

- ◆助成限度額：助成対象費用の23%
- ◆助成対象費用：①、②、③のいずれかのうち最も低い額
- ① 実際に除却工事に要する費用
- ② 耐震改修に要する費用相当額
- ③ 次の表の述べ面積に応じて算定した額



述べ面積の範囲	算定式
1,000 m <sup>2</sup> 以上	50,200 円/㎡×延べ面積
1,000 m <sup>2</sup> 未満	34,100 円/㎡×延べ面積

※複数棟ある場合は、1棟毎で算定した額を加算した額とします。

※述べ面積は、分譲マンション内の店舗等(非住居用)の部分の床面積を含むことができます。

## <助成対象事業の手続きの流れ（単年度の場合）について>

（単年度の標準的な手続きの流れ）

①事前相談票の提出 ↓ （総会での決議） ↓ ②交付申請書の提出 ↓ ◆交付決定を通知 ↓ ③事業の着手届の提出 （事業の契約締結） ↓ ④変更申請書・変更届 （事業変更が生じる場合） ↓ ◆変更交付決定を通知 ↓ （事業の変更契約締結） ↓ （業者への支払い） （事業完了） ↓ ⑤実績報告書の提出 ↓ ◆交付額の確定を通知 ↓ ⑥請求書の提出 ↓ ◆支払い（助成手続き完了）	7条	9条	10条	11条	12条	12条	14条	15条	16条	17条
--	----	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



原則として、交付申請から実績報告と請求書の提出まで、単年度期間内で完結する必要があります。（複数年度に及ぶ場合は以下を参照）

## <助成対象事業の手続きの流れ（事業が複数年度にわたる場合）について>

助成対象事業（耐震アドバイザー派遣は除く）が、複数年度にわたる場合は、上述の「単年度の流れ」に加えて、事業を開始する初年度において、交付申請の前に、全体設計承認に係る手続きが必要となります。また、全体事業費や完了予定時期が変更になる場合には、全体設計の変更承認に係る手続きも必要となります。

（事業が複数年度にわたる場合の標準的な手続きの流れ）

初年度	2次年度	3次年度
（事業例1）2か年度にわたる場合		
★ ← 単年度の流れ →		※単年度の流れで、2次年度以降は、③着手届の提出は不要です。
← 単年度の流れ →		
（事業例2）3か年度にわたる場合		
★ ← 単年度の流れ →		
← 単年度の流れ →		

★：全体設計承認申請書の提出

（※）全体設計承認申請書の提出を受け、市が全体設計承認書を通知した後、交付申請書を提出していただく流れとなります。

【注意】複数年度にわたる場合、助成の交付額は、年度ごとに当該年度の事業の出来高に応じて（実績報告書で提示）、支払うこととなります。

また、助成を受ける分譲マンションの管理組合としても、事業者への各年度ごとの支払いが前提となりますので、契約内容に記載する支払い方法は、出来高に応じた年度ごとの支払いにしてください必要があります。



### <制度に関する問い合わせ先>

日野市 まちづくり部 都市計画課 住宅政策係 担当：佐々木

住所：〒191-8686 日野市神明 1-12-1

電話：042-514-8371

メール：tosikei@city.hino.lg.jp